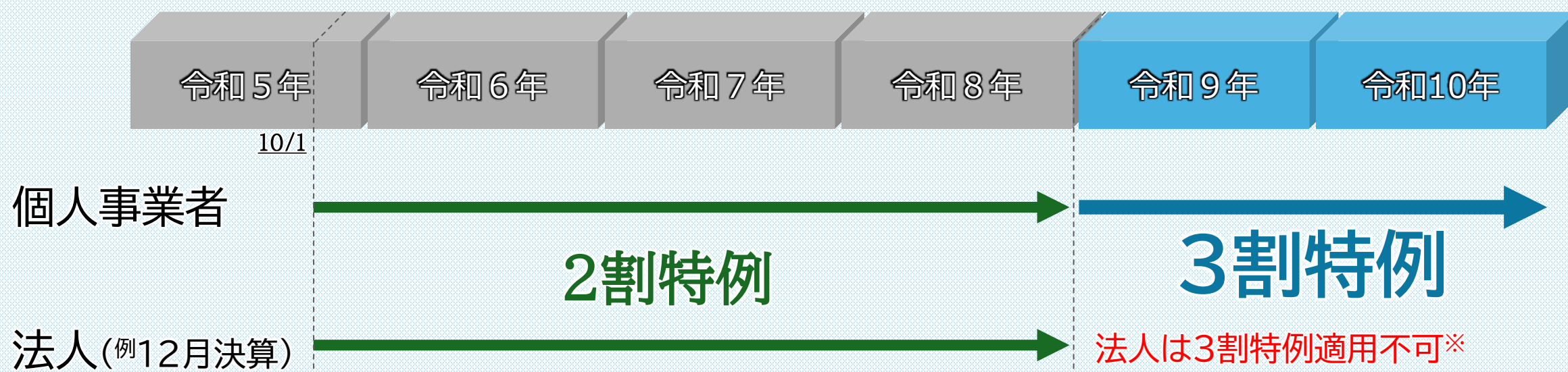


3割特例

インボイス発行事業者の登録を受けたことにより免税事業者から課税事業者となった個人事業者に係る令和9年分・令和10年分の消費税の確定申告において納付税額を売上税額の3割とすることができる特例です。



※ 一般課税又は簡易課税での申告となります。なお、簡易課税での申告に当たり、[簡易課税への円滑な移行措置](#)が創設されています。

主な適用要件(以下の適用可否フローチャートも合わせてご確認ください)

- 個人事業者であること
- 基準期間(適用を受ける年の2年前※)の課税売上高が1,000万円以下であること
- インボイス発行事業者の登録を受けていること



3割特例に関する
動画はこちら >

※令和9年分なら令和7年、令和10年分なら令和8年



適用可否フローチャート

スタート

インボイス発行事業者の登録を受けている
個人事業者である

YES

NO

1月1日の時点で恒久的施設を有しない国外
事業者ではない

YES

NO



次の金額がいずれも1,000万円以下である

- ・ 基準期間(2年前)の課税売上高
- ・ 特定期間(前年1月～6月)の課税売上高※

※ 課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することも可能

YES

NO



そのほか、

- ・ 届出により課税期間を短縮していない
- ・ 相続により課税事業者となる課税期間ではない
- ・ 高額な資産を仕入れたことにより、課税事業者となる年ではない



など、3割特例を適用できない場合※に該当しない

※ 具体的にはインボイスQ&A問115-2《3割特例の適用ができない課税期間》をご参照ください

NO

YES



3割特例を適用することはできません

免税事業者の方は消費税の申告義務はありませんが、課税事業者の方は、以下のいずれかの方法により申告を行う必要があります

- ・ 一般課税による申告(インボイスの保存が必要)
- ・ 簡易課税※による申告(仕入れに係る消費税額について実額計算不要)

※ 原則として事前の届出が必要ですが、免税事業者の方がインボイス発行事業者の登録を受けた場合は、その年の12月31日までに、また、前年に「2割特例」や「3割特例」の適用を受けた場合には、その年の申告期限(個人事業者であれば翌年3月31日(土日の場合翌月曜日))まで(注)に「簡易課税制度選択届出書」を提出することで、その年から簡易課税による申告が可能です

(注)「2割特例」の適用を受けた課税期間の翌課税期間が、令和8年9月30日以前に終了する課税期間である場合は、その課税期間の末日までとなります。



3割特例を適用可能

- ・ 事前に届出等の必要なく、申告書の所定欄に適用を受ける旨を記載するだけで適用可能
- ・ 仕入れに係る消費税額について実額計算不要
- ・ 簡易課税制度を適用した方が有利な場合もあるので、以下Q&AのQ3「適用可能なら誰しも3割特例を適用した方が良いの？」もご参照ください



Q&A

Q1

3割特例の計算イメージは？

A

以下のとおりとなります。

・売上税額が分かれば
納付税額の計算可能
・インボイス保存不要

売上税額の3割

売上げの消費税額 － 売上げの消費税額 × 70% = 納付する税額
(通常は、仕入や経費の消費税額)

→ 事務負担と税負担の軽減※を図ることができます

※必ずしも税負担が軽減されないこともありますのでQ3もご確認ください

Q2

3割特例を受けられない人は？

A

3割特例は、インボイス発行事業者への登録を機に免税事業者から課税事業者になった個人事業者の方に適用されるため、

- ・ 法人である方
- ・ インボイス発行事業者でない課税事業者の方や、
- ・ 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える方など、インボイス制度と関係なく課税事業者となる方、
- ・ 調整対象固定資産又は高額特定資産の取得により免税事業者とならない方、
- ・ 課税期間の特例により課税期間を短縮している方などは受けられません。

詳細はインボイスQ&A問115-2《[3割特例の適用がでない課税期間](#)》をご参照ください。

Q3

適用可能な誰しも3割特例を適用した方が良いの？

A

例えば、卸売業や小売業、飲食料品の譲渡を行う農林水産業の方などは、簡易課税制度を適用した方が高いみなし仕入率が適用されます(卸売業:90%、小売業・農林水産業等:80%)ので、消費税の納付税額は少なくなると考えられます。

また、多額の設備投資などがあり、仕入れの消費税額が売上げの消費税額を上回る場合、一般課税で申告すれば還付税額が生じることになりますが、3割特例を適用すると、通常、還付は生じないこととなりますので、それらを踏まえて適用をご判断ください。

詳細はインボイスQ&A問117-3《[3割特例を適用するよりも簡易課税制度を適用した方が納付税額が少なくなる場合](#)》をご参照ください。

Q4

3割特例を使えない場合、受け取ったインボイスに基づいて納付税額の計算が必要？

A

簡易課税制度を利用することで、3割特例と同様、インボイスの保存不要で納付税額を計算することが可能です。

簡易課税制度の適用を受けるには、原則として適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要がありますが、3割特例の適用を受けた翌課税期間であれば、その申告期限までに届出書を提出することで、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることが可能です。

※ 簡易課税制度についても基準期間の課税売上高が5,000万円以下である等要件がありますので、詳細は、[こちら](#)をご確認ください。



その他

◆ 簡易課税制度への円滑な移行措置（詳細は、「[簡易課税への円滑な移行措置](#)」ページをご参照ください。）

簡易課税制度の適用を受けるには、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要がありますが、3割特例の適用を受けた翌課税期間に簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、その適用を受けようとする課税期間の申告期限までに届出書を提出することで、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることが可能です。



簡易課税制度の詳細はこちら

個人事業者



令和10年分

3割特例で申告

令和11年に簡易課税を適用する場合、本来、令和10年12月31日までに提出する必要



簡易課税届出書

令和11年分

簡易課税で申告可能



3割特例の適用を受けた翌年であれば、その申告期限(令和12年4月1日)までに提出すればよい

令和12年分

4/1



簡易課税届出書

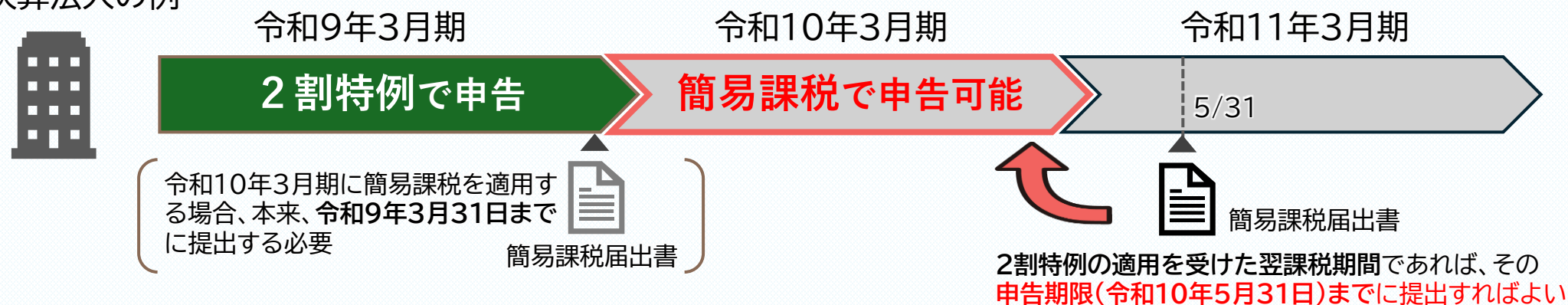
簡易課税制度への円滑な移行措置

簡易課税制度の適用を受けるには、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要がありますが、2割特例・3割特例の適用を受けた翌課税期間に簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、その適用を受けようとする課税期間の申告期限まで※1・2に届出書を提出することで、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることが可能です。

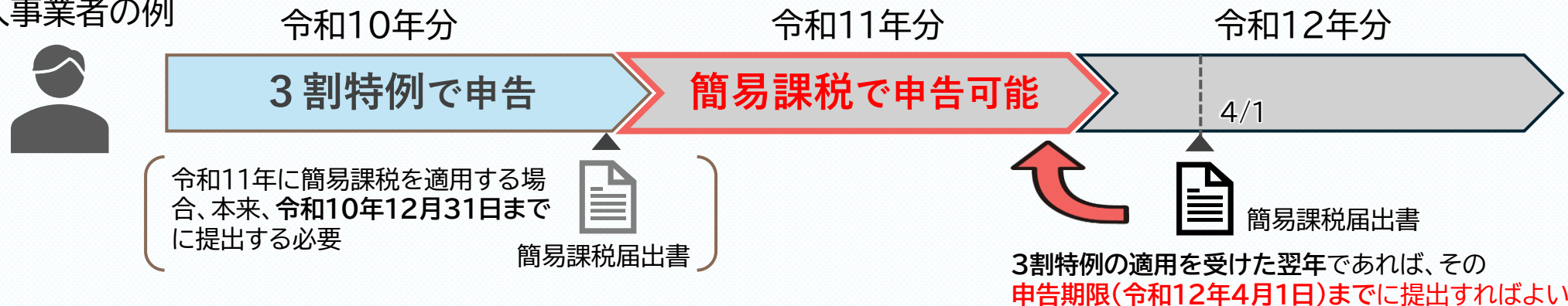
※1 「2割特例」の適用を受けた課税期間の翌課税期間が、令和8年9月30日以前に終了する課税期間である場合は、その課税期間の末日までとなります。

※2 確定申告書の提出期限の特例の適用を受ける法人等に関しては、当該特例により延長された期限が届出書の提出期限となります。

3月決算法人の例



個人事業者の例



(参考)簡易課税制度とは…

> 簡易課税制度の詳細はこちら

簡易課税制度とは、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した課税事業者が、その基準期間（個人事業者は前々年、法人は原則として前々事業年度）における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、売上に係る消費税額から、当該金額に事業区分に応じて定められたみなし仕入率を乗じて算出した金額を仕入れに係る消費税額として控除して、納付税額を算出できる特例です。

簡易課税制度を適用するときの事業区分およびみなし仕入率は、次のとおりです。

事業区分	みなし仕入率
第1種事業(卸売業)	90%
第2種事業(小売業、農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業に限る))	80%
第3種事業(農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業を除く)、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業および水道業)	70%
第4種事業(第1種事業、第2種事業、第3種事業、第5種事業および第6種事業以外の事業)	60%
第5種事業(運輸通信業、金融業および保険業、サービス業(飲食店業に該当するものを除く))	50%
第6種事業(不動産業)	40%

【簡易課税制度における納付税額の計算イメージ】

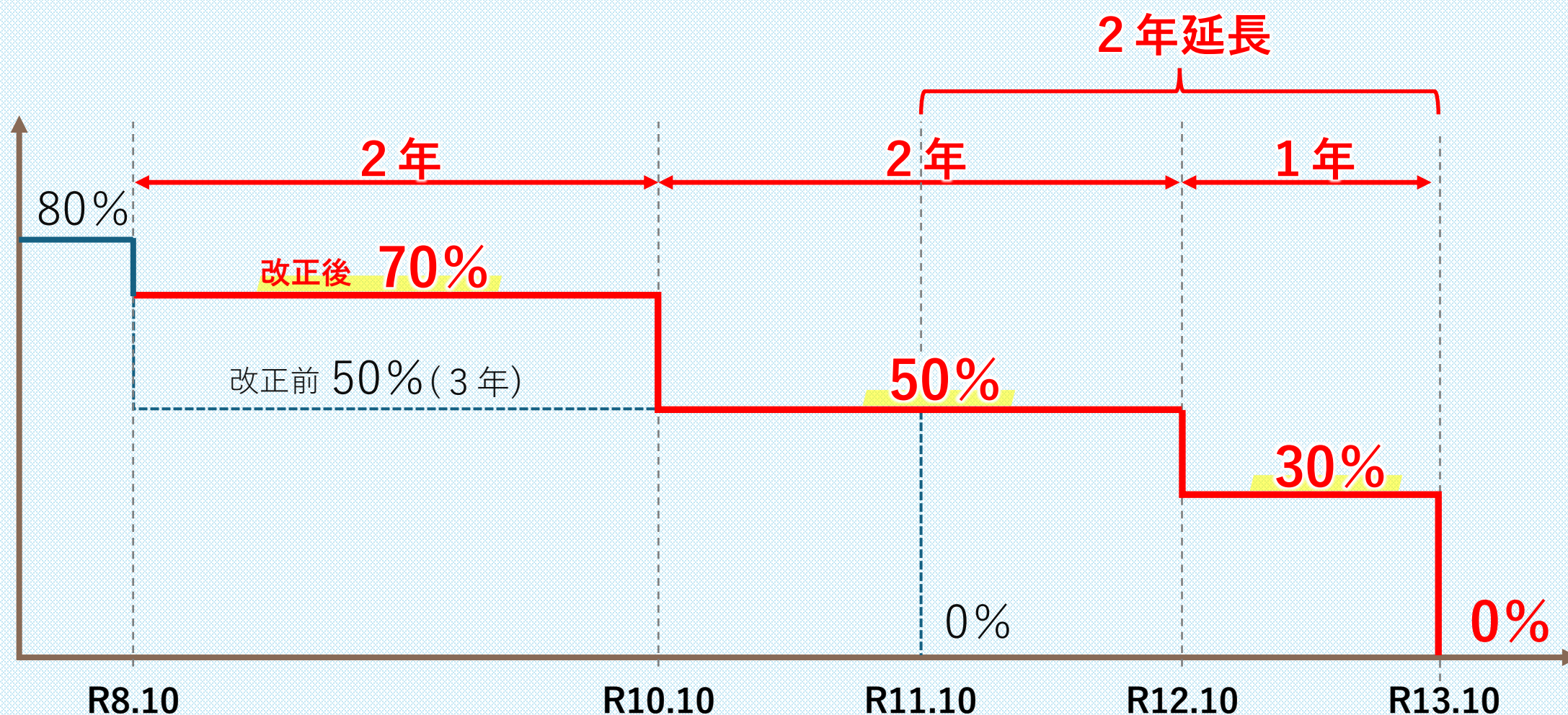
・売上税額が分かれば
納付税額の計算可能
・インボイス保存不要

売上に係る消費税額 − 売上に係る消費税額 × みなし仕入率 = 納付する税額

※ 簡易課税制度は選択したら原則として2年間は継続適用する必要があります。

7・5・3割控除

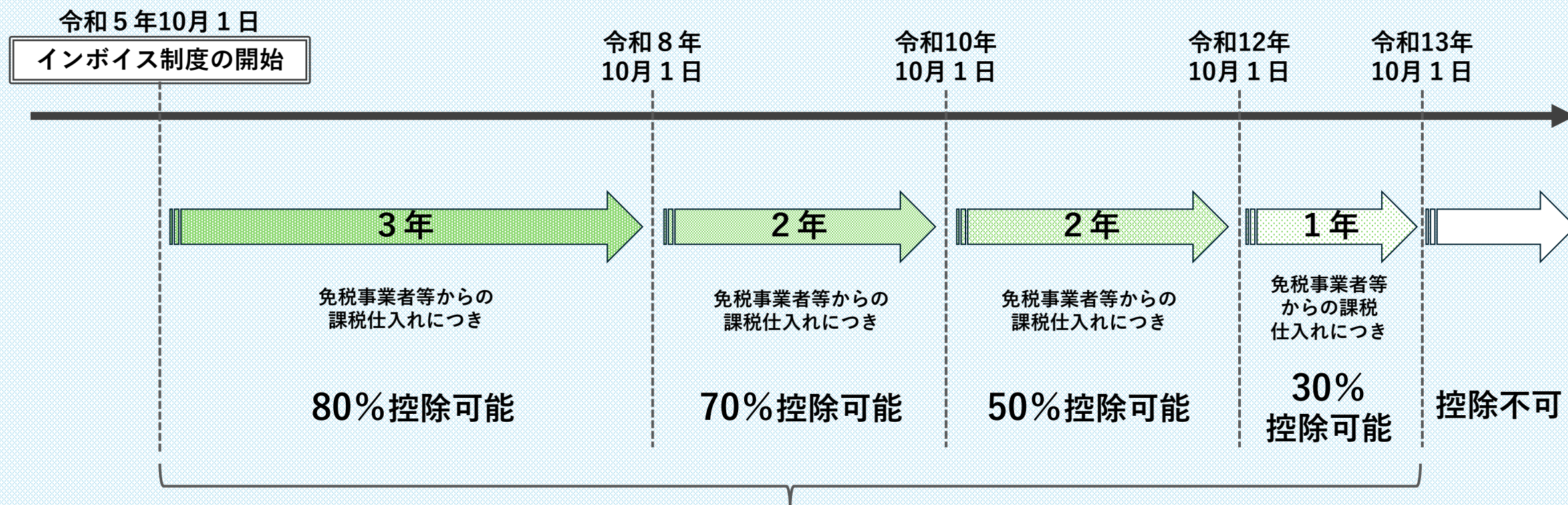
免税事業者などインボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れにつき、その一定割合を控除できる経過措置について、適用期限を2年間延長した上で、以下のとおり控除可能割合が見直されました。



7・5・3割控除については、一のインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額(税込み)が、その年又は事業年度で1億円(改正前:10億円)を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて適用できません。

※ 令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

インボイス制度の開始から、免税事業者等からの課税仕入れに係る仕入税額控除について時系列でまとめると以下のとおりです。



この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨（「80%控除」・「7・5・3割控除」を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要です。

(参考)インボイスに関する経過措置の適用期限一覧

	令和 5 年				令和 6 年				令和 7 年				令和 8 年				令和 9 年				令和10年				令和11年				令和12年				令和13年			
四半期	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4				
登録の柔軟化 免税事業者が課税期間の途中から登録を受けることができる措置																																				
2割特例 インボイスを機に免税事業者から課税事業者となった者の税負担を2割とする措置																																				
3割特例 インボイスを機に免税事業者から課税事業者となった個人事業者の税負担を3割とする措置																																				
8割／7・5・3割控除 免税事業者等からの仕入税額相当額の一定割合を控除可能とする措置																																				
少額特例 基準期間の課税売上高が1億円以下等の事業者につき1万円未満の取引をインボイス不要とする措置																																				

インボイス制度開始

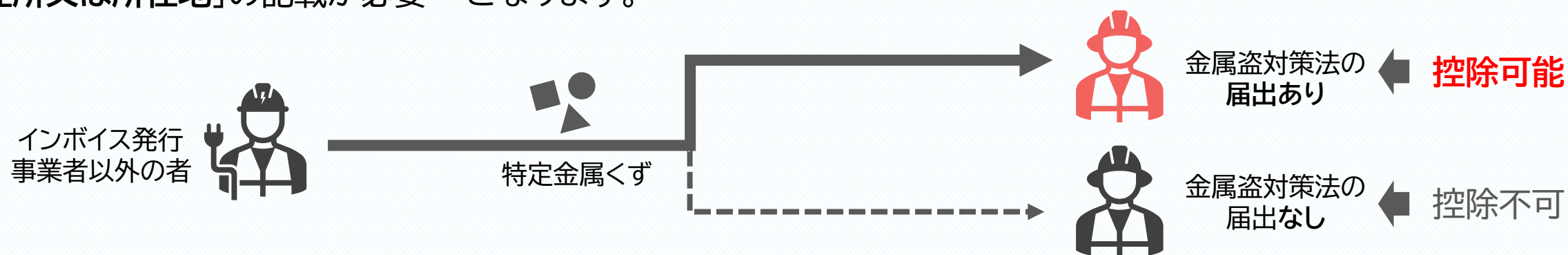
その他



特定金属くず特例の創設

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(金属盗対策法)に規定する特定金属くずについて、古物商特例や再生資源等特例※¹の対象から除いた上で、同法上の特定金属くず買受業の届出を行っている事業者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産(消耗品を除く)として買い受ける特定金属くずについて、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除を認める特例の対象に加えることとされました(特定金属くず特例)※²。

特定金属くず特例の適用を受ける場合、帳簿には「特定金属くず特例の対象となる旨」及び「課税仕入れの相手方の住所又は所在地」の記載が必要※³となります。



※¹ ・ 古物商特例とは、古物商が適格請求書発行事業者以外の者から棚卸資産として古物(古物営業と同等の取引方法により買い受ける古物に準ずるものも含みます。)を買い受けた場合

・ 再生資源等特例とは、再生資源卸売業者等が適格請求書発行事業者以外の者から棚卸資産として再生資源等を買い受けた場合に、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除の適用を受けることができる特例をいいます。

※² 上記の見直しは、令和8年9月1日以後に行う課税仕入れについて適用されます。

※³ 金属盗対策法により、本人特定事項として住居等の確認を行うこととされていないものは、「課税仕入れの相手方の住所又は所在地」について記載を要しません。